

北海道大学病院附属司法精神医療センター見学記

刑事法対策特別委員会 委員長 神谷 竜光 (67期)

2025年11月4日、札幌刑務所・札幌刑務支所・札幌拘置支所の見学（LIBRA2026年3月号掲載*1）に引き続き、北海道大学病院附属司法精神医療センター（以下「センター」という）の見学をした。

1 センターについて

センターは、北海道で唯一の医療観察法*2の指定入院医療機関である。医療観察法が2005年に制定された後にも北海道に指定入院医療機関がなかったところ、2022年4月になって、開院することになった。

センターは、札幌拘置支所の隣に位置し、札幌刑務所・札幌刑務支所にも近い場所に立地している一方で、北海道大学病院の本院からは、4.5kmほど離れている。

大学病院としては全国初の指定入院医療機関であり、また、刑務所に隣接した場所で運営されるのも全国初である。札幌刑務所における精神障害のある受刑者に対するモデル事業もセンターからのサポートがあるということであった。

また、センターは3階建てで、1階は作業療法室やカンファレンスルーム、スタッフルームなどで、2階が病室（20床＋予備3床）、3階は体育館となっている。スタッフは、一般的な精神病床の6倍で、手厚い治療が可能となっている。

2 センターの特色について

本来的には、33床ほど必要になる計算であったが、これまで入院患者があぶれたことがないということであった。

それは、平均入院日数が全国の指定入院医療機関と比較しても短いからということであった。すなわち、厚労省の「入院処遇ガイドライン」では入院期間の目標を1.5年としているところ、全国の指定入院医療機関の過去3年間の平均在院日数は3.4年であるのに対して、これまでセンターを退院した19名の入院期間中央値は2.3年、センターへの転入院を除いた8名でみると1.7年となっており、全国施設で最も早期に患者の社会復帰を実現している施設となっている。案内してくれた賀古勇輝医師によれば、内省・振り

返りを重視すると難しいが、現時点で再他害・再入院・再処遇は0人ということであった。

3 センターの見学と説明について

センターは予備を含め23床であるため施設としては大きくないが、中は清潔で明るく、開放的な印象であった。急性期ユニット、回復期ユニット、社会復帰ユニットと段階を踏んでいくが、急性期ユニットは隔離されているものの、その後のユニットは対象者の自由度もかなり高かった。

特に驚いたのは、インターネットに接続されたパソコンを利用して、エゴサーチをするプログラムがある点であった。対象者は重大な他害行為をしたため入院処遇になっているところ、確かに、社会復帰した場合には自身の事件がどのように報道等されたのか一番気になる点ともいえ、向き合う必要が出てくることがありうる。このプログラムは希望者に対して行っているところ、治療上プラスになることが多く、事件の内容への理解を深めるきっかけにもなっているということであった。

また、スマホの利用も、リテラシーの講座はあるものの、一定程度認める場合があるということであった。

社会復帰を見据えた現実的なプログラムを組んでいることがうかがえた。

このほか、センター退院後は通院処遇となるため、指定通院医療機関との連携も強化しており、センター開設後は北海道における指定通院医療機関を28施設から40施設に増加し、重大な他害行為は行った対象者であっても特別な患者にはならないように、広く浅く連携をとっているということであった。

4 さいごに

医療観察法における入院処遇は厚労省のガイドラインにもかわらず長期化傾向にある中で、センターでは、開放的で先進的な取組みがなされていた。それが少しでも全国的に広まることを願いつつ、見学を終えた。

* 1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2026_03/P35.pdf

* 2 : 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律